

薬剤師国家試験の受験資格を取得するための大学院博士課程のコースにおける 一部期間の奨学金申込みを認めてほしい

－ 行政苦情救済推進会議（現行政改善推進会議）の意見を踏まえた
あっせんに対する日本学生支援機構の回答（その後の措置状況） －

令和 7 年 2 月 4 日
近畿管区行政評価局

【行政相談の要旨】

A 国立大学には、薬学部の研究職等の養成などを目的とした学科を卒業した後、薬剤師国家試験の受験資格の取得を目指す学生のために、大学院博士課程の標準修業年限 3 年間に薬学実務実習を履修する 1 年を加えた、計 4 年間の在学が必要なコースが設けられている（薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）附則第 3 条に基づく、平成 18～29 年度までの間の大学入学者に対する経過措置）。しかし、本コースの博士課程の 4 年目は標準修業年限を超える 1 年間に当たることから「留年」の扱いとなり、成績にかかわらず独立行政法人日本学生支援機構の無利息で貸与される第一種奨学金の申込資格がない。本コースの博士課程 4 年目も申込資格を認めてほしい。

日本学生支援機構にあっせん （令和 5 年 2 月通知）

日本学生支援機構は、薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）附則第 3 条に基づき、大学院博士課程（標準修業年限 3 年）に設けられた薬剤師国家試験の受験資格を取得するための経過措置コース（必要在学年数は最低 4 年。以下「経過措置コース」という。）に在学する学生に対する第一種奨学金の貸与について、大学等からの申出を待たずに規程等の解釈を精査した上で、学生側に落ち度（成績不振等）がなく、標準修業年限を超えていても必要在学年数の 4 年以内の申込みである場合には、その申込みを可能とする方向で検討すること。

また、大学関係者にその検討結果が確実に伝わるよう周知に努めること。

日本学生支援機構の措置状況 （令和 5 年 3 月回答）

- 大学院博士課程（標準修業年限 3 年）に設けられた薬剤師国家試験の受験資格を取得するための経過措置コース（必要在学年数は最低 4 年）に在学する学生に対する第一種奨学金の貸与についての検討に際して、同コースの実態を把握する必要があることから、現在、薬学系の大学院を設置している全国の大学に対してアンケートを実施しているところであり、その結果を踏まえて具体的な対応を検討することとしたい。
- また、対応に際しては、該当学生や大学関係者にその内容が確実に伝わるよう、事務連絡等を通じて周知を図ることとしたい。

日本学生支援機構のその後の措置状況 （令和 6 年 12 月回答）

- 大学へのアンケートの結果を踏まえ、令和 6 年度に業務方法書及び貸与奨学規程を改正し、経過措置コースに在学する学生については、薬学実務実習期間を含め標準修業年限を超えて在籍する期間も標準修業年限とみなし、大学院修士課程及び博士課程における第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与を令和 6 年度以降の貸与分から認めることとした。
- また、令和 6 年 3 月、薬学系の大学院を設置する大学に対し、経過措置コースに在学する学生に係る貸与奨学金の取扱いの変更を周知するとともに、大学から対象となる学生への周知について協力を依頼した。

【本件の問合せ先】 近畿管区行政評価局 総務行政相談部 首席行政相談官室

電話：06-6941-8166 / URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>